

「選択的夫婦別姓制度の導入など、

一日も早い民法改正を求める意見書」を採択することを求める陳情

2022年11月14日

尾張旭市議会議長 篠田 一彦様

陳情者 新日本婦人の会尾張旭支部支部長

陳情者住所 尾張旭市

【陳情趣旨】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦別姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を揚げた憲法に反します。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要項を答申していますが、25年間以上たなざらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、地方議会からも早期改正の意見書が次々あがっており、一日も早い国会の対応が求められます。

【陳情事項】

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により、下記の項目を求める意見書を採択し、国へ送付してください。

記

「選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書」を採択すること。



「選択的夫婦別姓制度の導入など、

一日も早い民法改正を求める意見書」を採択することを求める意見書（案）

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦別姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を揚げた憲法に反します。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要項を答申していますが、25年間以上たなざらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、地方議会からも早期改正の意見書が次々あがっており、一日も早い国会の対応が求められます。

よって、尾張旭市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

「選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書」を採択すること
以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

2022 年 月 日 尾張旭市議会議長 篠田一彦

衆議院議長様	}	宛て
参議院議長様		
内閣総理大臣様		